

お知らせ（薬） 014
平成26年11月27日

医薬品マスターの改定について

平成26年11月27日付け厚生労働省告示第449号及び同第450号に基づき医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、当該告示は平成26年11月28日から適用のため、医薬品マスターの「変更年月日」欄を「20141128」に設定し収載しております。